

○農産物検査に関する事務処理要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農産第 289 号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

新		旧	
農産物検査に関する事務処理要領		農産物検査に関する事務処理要領	
I～IV (略)		I～IV (略)	
別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル (略)		別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル (略)	
様式第 1 号～様式第 10 号 (略)		様式第 1 号～様式第 10 号 (略)	
様式例第 1 号		様式例第 1 号	
農産物検査業務規程記載事項 (例)	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項 (例)	作成のポイント
農産物検査業務規程 (登録検査機関名) 第 1 章～第 3 章 (略) 第 4 章 農産物検査の業務の実施 第 11 条 (略) (農産物検査の請求の受理) 第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。 2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっ	(農産物検査の請求の受理) 1～4 (略)	農産物検査業務規程 (登録検査機関名) 第 1 章～第 3 章 (略) 第 4 章 農産物検査の業務の実施 第 11 条 (略) (農産物検査の請求の受理) 第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。 2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっ	(農産物検査の請求の受理) 1～4 (略)

ては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

なお、検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）の別紙5「国内産農産物の検査実施マニュアル」に基づき行うものとするが、検査請求書備考欄への「機械鑑定」又は、「等級検査」の記載については、次のとおりとする。

一 品位の測定結果による検査を希望する場合は、「機械鑑定」と記載する。

二 目視による等級検査を希望する場合は、「等級検査」と記載する。

なお、当該記載は省略できるものとする。

3～4 （略）

（農産物検査の受付の条件）

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

（品位等検査の受付の条件）

1～2 （略）

ては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3～4 （略）

（農産物検査の受付の条件）

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

（品位等検査の受付の条件）

1～2 （略）

<p>一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合</p> <p>二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合</p> <p>三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合</p> <p>2 <u>基本要領</u> I の第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次（別表○）のとおりとする。</p> <p>別表 （略）</p> <p>第14条～第20条 （略）</p> <p>第5章～第7章 （略）</p> <p>別記様式 （略）</p>	<p>（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件）</p> <p>1 <u>基本要領</u> I の第2の1の(2)に規定する選択銘柄を記載すること。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合</p> <p>二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合</p> <p>三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合</p> <p>2 <u>「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）</u> I の第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次（別表○）のとおりとする。</p> <p>別表 （略）</p> <p>第14条～第20条 （略）</p> <p>第5章～第7章 （略）</p> <p>別記様式 （略）</p>	<p>（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件）</p> <p>1 <u>「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）</u> I の第2の1の(2)に規定する選択銘柄を記載すること。</p> <p>2～6 （略）</p>
<p>様式例第2号 （略）</p> <p>別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル</p> <p>（略）</p> <p>別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル</p> <p>（略）</p> <p>別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル</p> <p>第1～第4 （略）</p>	<p>様式例第2号 （略）</p> <p>別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル</p> <p>（略）</p> <p>別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル</p> <p>（略）</p> <p>別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル</p> <p>第1～第4 （略）</p>		

農産物検査に関する基本要領 別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル							(参考)
農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日	
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日	
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日	
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日	
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
			翌年1月から翌年4月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
	そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
			翌年3月及び翌年4月の毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
	小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日	

農産物検査に関する基本要領 別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル							(参考)
農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日	
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日	
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日	
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日	
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日	

様式第1号～第7号 (略)

様式第1号～第7号 (略)